

総務常任委員会

平成25年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	住民生活部長	乾 善亮
会 計 管 理 者	野崎 一也	会 計 室 長	山崎 善之
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、坂口委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

町長 （町長挨拶）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中西委員、坂口委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

現在、小田原市との法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結1周年を記念した、小田原市交流展「小田原北条氏五代100年の興亡」を平成25年2月10日から3月17日までを会期として開催しております。

交流展初日の2月10日には、小田原市の加藤市長、加藤議長にも来ていただき、当町でも嶋田議長をはじめ約100名の方々にご臨席を賜わり、オープニングセレモニーを挙行することができました。また、この10日の午後には小田原北条氏にかかる講演とシンポジウムを開催いたしましたところ、約250名という方々に参加をいただき、小田原市の歴史に関する理解を深めていただけたものと考えております。

また1月24日には、文化財センター運営委員会を開催し、今年度の入館者の状況等を報告するとともに、来年度の企画展などの開催につきましてご意見を賜ったところでございます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備であります。引き続き、保存整備にかかる基本設計書の作成を進めているところであり、排水計画やその水路の整備方法につきまして、地元の土地改良区の了解が得られましたことから、その排水計画による流量計算など諸資料を整理しており、整いしだい地元自治会への説明会を開催してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての、報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

3月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1) 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、理事者の説明を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、3月定例会に提出を予定しております、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料1の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本廃止条例案は、町の公共施設等の整備事業資金に充てるため設置していた当該基金につきまして、斑鳩町開発指導要綱に基づく施設協力費をもって積み立てしてまいりましたが、平成16年4月にこの施設協力

費を廃止していることから、監査委員からのご指摘や議員からのご意見を踏まえまして、本条例を廃止させていただきたく、3月定例議会に議案を提出させていただきたく予定としております。

以上で、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 説明の中でいろいろ指摘があつて、今回廃止をされるということで説明していただきましたけども、16年の4月に要綱自体は廃止されてますけども、今までこの基金を残していたその理由というか、経緯ですね、それとその基金の残高としては今どうなっているのかということだけ、確認をさせていただきたいと思います。

企画財政課長 公共施設整備基金につきましては、昭和43年10月に、町の公共施設等の整備事業資金に充てるため、先ほどもご説明させていただきましたとおり、施設協力費をもって積み立ててきました目的基金で、平成25年1月末現在で基金の残高は44万2,759円となっております。昭和43年の設置当初から、施設協力費を廃止する平成16年度までの間は基金積み立てをしておりましたが、これを廃止した後は基金の運用益から生じる収益のみを基金に積み立てしていたところでございます。

また、平成16年度から18年度の間におきまして、JR法隆寺駅周辺整備事業に総額4億7,740万円を活用した後は現在の基金残高になっているところでございます。

以上のことからこの際、基金を廃止させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

木澤委員 わかりました。そしたら基金の残高の分につきましては、一般会計に繰り入れるという形ですか。

企画財政課長 基金の残高につきましては、のちほど一般会計の補正予算のところでご説明させていただきますが、基金の目的に従いまして、目的に応じた事業、いわゆるそれらの事業に充当させてまいりたい、あわ保育園の整備事業、今年度補正させていただきました、あわ保育園の整備事業8千万円のうちに充当させていただきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら次に、(2)斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

それでは、3月定例会に提案を予定しております、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料2の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例案は、斑鳩町土地開発公社の解散に伴いまして、本町に帰属する当該公社の残余財産2,234万6,107円のうち、2,200万円を斑鳩町土地開発基金に積み立てさせていただくことから、現在の斑鳩町土地開発基金条例第2条に規定する基金の額7億2,200万円を基金の額を7億4,400万円とさせていただくもので、3月定例議会に議案を提出させていただく予定としております。

以上で、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご説明申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら次に、（３）斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、理事者の説明を求めます。 西巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、３月定例議会に提案を予定しております、斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきまして、ご説明を申しあげます。

 恐れ入りますが、資料３の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

 本廃止条例案は、都市計画税の全部又は一部の積み立てにより設置しておりました都市計画事業整備基金につきまして、下水道事業などの都市計画事業の進展により、都市計画税の総額が当該年度の都市計画事業に充てられることから、監査委員からのご指摘や議員からのご意見を踏まえまして、本条例を廃止させていただきたく、３月定例議会に議案を提出させていただき予定としております。

 以上で、斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

 よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 これについても、いろいろ指摘があつて、本来、都市計画税自体が目的税なので、基金を設置しての運用というのはどうなっていたのか、ちょっとよくわからないんですけども、今回廃止することによって将来的な影響というのは出ないのかなという点については、どうなのでしょう。

企画財政課長 本町の場合では、平成３年度以降、都市計画税の総額すべてを都市計画事業、いわゆる公共下水道を中心に充当してきたところがございます。

 公共下水道事業の将来的推計を見ましても、平成６０年ぐらいまでは繰出金が２億８千万円程度となりますことから、将来的にもすべての都市計画税が充当していただくとうこと見込んでおりますので、この

際廃止させていただきたく存じます。以上です。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(4)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、3月定例会に付議を予定しております町税条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

条例の改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

資料末尾をご覧くださいませでしょうか。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成24年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年4月1日に施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成25年度以後に適用となるものにつきまして所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、2点ございます。

1点目は、(1)年金所得者が寡ふ控除を受けようとする場合の個人町民税の申告書の提出を不要とする改正といたしまして、年金所得者の個人町民税の申告手続の簡素化の観点から、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が、例年、社会保険庁等に提出されています扶養親族等申告書に、寡ふ控除を記載することによりまして、寡ふ控除を受けることができ、申告書の提出を不要とするものでございます。

施行日は、公布の日とし、平成26年度から適用するものであります。

本年度の課税状況から、本改正の適用により、扶養親族等申告書に寡ふ控除を記載することによりまして、個人町民税の申告が不要となる方につきましては61名となっています。

次に裏面でお移りいただきまして、2点目でございます。(2)下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を規定する改正といたしまして、地方税法で4分の3と定めてました下水道除害施設に係る課税標準の特例割合につきまして、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町税条例において当該特例割合を4分の3と規定するものでございます。

下水道除外施設は、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷させる恐れのある、油、酸、アルカリ、金属くず等を除去する施設で、当町の下水道条例においても、こうした油類等を下水道へ流す者に対し、設置を義務づけているものであります。町内での下水道除外施設の設置状況は2件となっておりますが、本改正の適用となる、平成24年4月1日から12月31日の間に取得されました下水道除外施設はありません。

施行日は、公布の日とし、平成25年度から適用するものでございます。以上、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 1番のこの寡ふ控除を受ける場合の申請ですね、簡素化されて非常に手間がかからなくなっているというんですかね、そういう点についてはいいなと思うんですけれども、そうした反面、申請が漏れてしまうような状況っていうのが生まれてこないかなというふうに、心配しているんですけれども、その点については担当課のほうでどんな対策を取られているんですか。

税務課長 今回の、まず制度の改正がございますので、それぞれ年金の所得者の該当者に対しましては、扶養親族等の申告書、書き方の記載のほうでまず制度の改正についてのお知らせをされております。基本的には、そちらの方で本人さんの確認をした上でお出しをいただけるというふうに考えておりますけれども、万が一、漏れましてもこの対象者の61人につ

きましては、町のほうで把握をしておりますので、寡ふ控除の申告は漏れないような対応については、町としてさせていただくというふうを考えております。

木澤委員 町のほうとして情報を掴んでおられる方というのは、案内することもできると思いますけども、これから新たにこういう申請が必要になる方等についての周知もいろいろ、どういう形になるのかちょっとわからないですけども、進めていっていただきたいと思うんですけども、その点についてはどういうふう考えてますか。

税務課長 この制度の周知の関係につきましては、今の対応も申しあげましたとおり、年金の所得者に関しましては、扶養親族等の申告というのを毎年されているものでございます。その中の書き方で、寡ふ控除についての該当者、どういった方が該当されるかとか、いうふうなことも詳しく書かれております。あと、それ以外に、新たにということにつきましては、なかなか町としても補足しにくい部分がございますので、その関係につきましては、申告に来られた時に、それぞれの控除については確認させていただいておりますので、その中で再度漏れないような形で対応を行っていきたいというふう考えております。

木澤委員 私、今特に時期的に確定申告の時期で、やっぱり高齢者の方って、申告とかしたいけども、なんやようわからへんというのが多いんです。窓口等に相談に行かれると思いますんで、その点やっぱり高齢化も進んで、いろいろそういった手助けが必要になってくると思いますんで、その辺についても丁寧に対応していただきますようお願いしておきます。

委員長 要望でよろしいですな。

木澤委員 はい。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでしたら次に、(5)斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、3月定例会に提案を予定しております、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。

本議案は、斑鳩町文化振興センターの管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定する団体といたしましては、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き指定してまいりたいと考えております。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。

なお、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の選定にあたりましては、斑鳩町文化振興センター施設運営方針、お手元の資料では資料5-1でございませ、この方針に基づき、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を、公募せずに単独で指名し、斑鳩町文化振興センター条例第2条の5の規定に基づき、斑鳩町文化振興センター指定管理者の指定申請書、お手元の資料5-2でございませ、の提出を受けて、去る2月5日に開催した斑鳩町指定管理者選定等審査委員会におきまして、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者の候補者として選定することになりました。このことから、3月定例会に議案を提出させていただきたいと考えております。

恐れ入りますが、資料5-1をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、斑鳩町文化振興センター施設運営方針につきまして、ご説明を申しあげます。1の公の施設に関する現況では、斑鳩町文化振興センターの設置目的、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が管理運営を行っ

てきた経緯等につきまして記載しております。

2の指定管理者制度の適用および選定手続きでは、いかるがホールの管理運営については、指定管理者制度を導入すること。また、その指定管理者の選定につきましては、右の3つの理由から、これまでの指定管理者としての実績に基づき、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を公募せずに、単独で指定する手続きをとることとし、選定期間は3年間としております。

恐れ入りますが、資料5-2をご覧くださいませでしょうか。

本資料は、公益財団法人斑鳩町文化振興財団から提出された申請書となっております。本資料には、事業計画、運営費提案書、収支計算書並びに団体の概要書などを添付されているところがございます。

恐れ入りますが、資料5-3をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、去る2月5日に開催した斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査の結果をとりまとめたものであります。審査の結果でございますが、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を斑鳩町文化振興センターの指定管理者の候補者として選定しております。

まず、指定の期間につきましては、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間とさせていただきたいと考えております。

次に、選定の理由といたしましては、平成18年度から7年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、公益財団法人斑鳩町文化振興財団は、本町が設立した団体であり、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していること。また、文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できること。以上の点から、候補者として選定させていただきました。

最後に、資料5-4をご覧くださいませでしょうか。本資料は、斑鳩町文化振興センターに係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、平成21年度から平成23年度までの決算額と、平成24年度から平成27年度までの予算額をとりまとめた資料となっております。平成21年度から平成22年度までの実績を収支差額で見

みますと、いずれの年度におきましても、収入が支出を上回っており、安定的な施設管理を行っているところであります。

今回お願いしている指定管理者として指定する平成25年度から27年度までの期間を見ても、指定管理料は、備考のところではありますが、総額2億7,775万2千円となっております。また、その間のホールの各施設等の使用料である使用料収入は、総額6,985万円を見積もっているところでございます。一方、支出においては、支出合計の欄でございます。これまでの支出実績をもとに見積もっておりますが、平成25年度では、電気料金の値上げの影響により188万円程度増加し、平成26年度及び平成27年度では、消費税率の引き上げの要因が影響していることから増加しているところでございます。

以上で、斑鳩町文化振興センター指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この指定管理者の指定については、以前も3年前ですね、文化財振興センターというところで提案いただいて、文化財振興センターに指定をするということについては、特に異議はないんですけども、3年というところを、1年にすべきではないかということで、私も議論した覚えがあるんですけども。今回ですね、やっぱり3年間やって、こういう効果が出てますよという点ですね、主なものだけで結構ですので、ちょっとまた教えていただけますか。

企画財政課長 指定管理者制度の評価という点でご説明申し上げますと、まず文化振興センターにおける指定管理者の導入の初年度、平成18年度でございますが、これの指定管理料が8,427万9千円で、使用料収入が2,298万4千円でございます。これを平成23年度と比較させていただきますと、指定管理料では116万1千円減の8,311万8千円、使用料収入では84万9千円増の2,383万3千円となっております。経

費の効率化と使用料収入の増加が見られているところでございます。

また、文化振興財団のほうの評価といたしますか、それを見てもみますと、いわゆる自主事業の面の収支から分析させていただきますと、平成18年度では17事業を実施しておられました。その時の収支比率ですね、これが91.8%、いわゆる赤字となっておりましたものが、平成23年度では18事業を実施し、収支比率が100.1%、黒字となり、事業の効率が見られており、一定の評価ができるのではないかと考えているところでございます。以上です。

木澤委員 事業のほうでも非常に頑張っておられるのかなと。で、以前も説明していただく時に、例えば電気の契約する時にも、1年でやるより3年のほうが安くできますよというような説明もいただいていますので、またいろいろ資料を見せていただいて、この点については検討したいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、以上、3月定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 斑鳩町地域公共交通会議設置要綱について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町地域公共交通会議設置要綱についてご説明をさせていただきます。

その主な制定内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料6の3枚目の要旨によりご説明させていただきます。

資料6の3枚目の要旨をご覧ください。

斑鳩町地域公共交通会議設置要綱要旨、住民の日常生活の利便性を向

上させ、斑鳩町に適した公共交通を検討するとともに、交通計画の作成・実施に係る連絡調整等を目的として、地域公共交通会議を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定するものであります。

なお、この地域公共交通会議は、国からの補助金等の補助対象事業者となるものであり、町からの負担金と国からの補助金等をもって歳入とし、運営するものでございます。

1. 主な制定内容についてでございます。(1) 目的(第1条関係)についてでございますが、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保や利便の増進を図り、地域の実情に則した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、交通計画の作成に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整等を行うために設置するものでございます。

次に、(2) 協議事項(第2条関係)についてでございますが、第1条で掲げておりますこの要綱の目的を達成するため、交通会議は、次の①から⑥に掲げる事項を協議するものとしております。

①地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、②町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、③交通計画の策定及び変更の協議に関する事項、④交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項、⑤交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項、⑥その他、交通会議の目的を達するために必要な事項。

次に、(3) 交通会議の委員(第3条関係)についてでございますが、地域公共交通会議の構成員については、道路運送法施行規則第9条の3に規定されており、①から⑩に掲げる委員とするものでございます。

次に、(4) 委員の任期(第4条関係)についてでございますが、この要綱第1条に掲げる地域公共交通会議の委員の任期は2年としております。また、再任を妨げないこととしております。

次に、(5) 交通会議の役員(第5条関係)についてでございますが、交通会議は、①会長1人、②副会長1人、③監事2人を置くこととしております。

なお、先ほども第1条の目的のところでご説明申しあげましたが、この地域公共交通会議は、国からの補助金等の補助対象事業者となるもの

であり、町からの負担金と国からの補助金等をもって歳入とし、運営するものでございます。

次に、（６）報酬（第１０条関係）についてであります。斑鳩町地域公共交通会議の委員は、利害関係や職務関係のある者で構成することから、報酬は無償とすることとしております。

最後に、２．施行期日についてであります。この要綱は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、斑鳩町地域公共交通会議設置要綱についてご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませなか。 木澤委員。

木澤委員 これまでにも、こういう会議を設置して、今後どういう公共交通の充実を進めていくのかというのを議論していきたいと説明がありまして、設置すること自体、別に異議のあるものではないんですけども、ちょっといくつかお尋ねしたいんですけども、これ設置するのは４月１日から施行というふうになってますが、その会議自体も４月ぐらいからのスケジュールでやっていこうというふうに考えておられるんですか。

総務課長 この国の補助のほうがですね、５月下旬、そして県の補助のほうも７月ごろを予定しておりますので、補助金の採択につきましては、コンサルのほうに委託をします。そして、第１回目の会議につきましては、７月ごろを予定しております。

木澤委員 それとですね、いろいろ総務委員会としても、生駒市さんのコミュニティバスの運営方法とか、あと三郷町さんのデマンドタクシーなんかも視察も行かせてもらいましたけども、基本的にですね、町の考え方として、今はコミュニティバスを複数台にして充実をしていくということで考えていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、今、はっきりと明確にお答えできるかどうかという部分もあるかと思っておりますけども、基

本的にはそうした方向で考えているというふうに理解しておいていいですか。

委員長 小 City 町長。

町 長 これはもう木澤委員のご質問にもありますように、将来的にはやっぱり今1台走っているやつを、役場を中心として、東と西ということにしていきたい。その中で、交通機関の中で、有償、たとえ100円ということであろうが、そういうことについて交通機関としての協議を開かなければならないということの定めがございますから、そういうことに準じてやっていくということでございます。

木澤委員 あと、交通会議の委員の構成の中で、住民または旅客というふうに書いてますけども、この住民さんについては公募という形になるんですかね。

総務課長 住民または旅客ということになっておりますが、現在のところ、公募は考えておりません。住民の代表者から選出するというところで考えております。

木澤委員 それとまあ、団体の長の方に入ってくださいとか、そういう形なるんですか。

総務課長 そういった形になると考えています。

木澤委員 どんな方に入ってくださいかというのは、今、明確に多分答えられないのかなと、まだ決まっていないのかなというように思うんですが、やっぱり高齢者の方ですね、こういう公共交通を利用されることが多いと思いますし、また高齢化に対しては、そういう高齢者の声も反映させるということも重要になってくるかなと、それだけでもだめであるとは思いますが、そうした点も配慮して、また設置のほうお願いしたい

と思います。

委員長　それではよろしいか。これに関してまだ決まってないような状態ですの。
住民さんの代表というのは、具体的に。　池田副町長。

副町長　住民さんの代表といいますのは、やはりこういうコミュニティバスの趣旨からいたしまして、やっぱり高齢者の方がありますんで、高齢者の代表の方、もしくは婦人会の中にも高齢者の方おられるし、それはまあどちらかにするか、そういうことで、今のところ頭の中にはあります。感覚的には。

委員長　なんとなくイメージは沸きました。他にございませんか。
辻委員。

辻委員　別にこの地域交通会議には別にこう、ですが、予算のあれ見ましたら、これ今年度の予算870万5千円というのが計上されてますけども、報酬も無償やし、委託というのは考えられますけども、どんな内容かなと、分かる範囲で結構ですけども。

総務課長　800万円が負担金で、70万円が事務費というふうな内容になっております。

辻委員　その負担金というのはどこに。

委員長　西本総務部長。

総務部長　先ほども申しましたように、この公共交通会議には、国の補助制度を活用していること、いうことをございまして、国の補助制度としましては、まず調査事業に対する補助として、調査や計画策定等コンサルに委託する、発注する経費や、また会議開催の準備費等が対象となっておりますので、定額の補助制度となっております。この補助につきましては、

また県のほうの補助制度もございまして、補助内容としましては、調査経費や協議会開催の事務費、また、バス停や案内標識などの利用環境整備に関する経費などとなっているところでございます。そういった内容の補助金が800万入ってくると、その補助金は先ほど説明にもありましたように、この協議会が対象事業者となりますから、そこに入ってくるということでございます。そういった内容でございます。

委員長 結局、今、課長が負担金って言わはったけども、これは補助金ということですか。今の部長の回答では。

総務部長 今のところ、補助金というふうに聞いております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(2)斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について、理事者の報告を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活 斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についてでございます。部長 この事業につきましては、町社会福祉協議会が、平成20年度から実施をいたしております住民懇談会のなかで、生活の困りごとということで、買い物の支援について特に丘陵地を有する地区の方々から、買い物帰りの荷物で坂道が大変であるというご意見を多くいただいております。町でコミュニティバスを運行しておりますものの、道路が狭隘な丘陵地につきましてはコミュニティバスの運行ができないことから、運行のコースに入っておりません。こういった住民の方々のご要望にお応えするために、平成25年度から町社協の新規事業の生活の困りごとの支援として、高齢者等外出支援事業を実施してまいりたいと、このように考えております。

この事業の内容でございますが、資料7をご覧くださいと思います。

す。まず、1つめの目的でございますが、町内に居住される高齢者や障がい者を対象に、主に買い物の支援として社協が所有する車両により外出を支援いたしまして、社会参加の促進や地域福祉の充実に寄与することを目的に実施をさせていただきます。

次に、2番目の運行でございますが、運行の範囲は町内で、主に丘陵地を有する地域を3コースに分けております。資料の2枚目からの別紙1から別紙3でございます。まず別紙1でございますが、1つ目のコースでございますが、錦ヶ丘、緑ヶ丘地区を回るコースでございます。それから別紙2でございますけれども、2つ目のコースといたしまして、神南、笠町、紅葉ヶ丘、それから北庄、高塚町、西の山住宅地区を回るコースでございます。それから別紙3になりますけれども、3つ目のコースといたしまして、白石畑、三井、岡本、東里地域を回るコースでございます。このコースにつきましては、現在、白石畑地区におけます外出支援事業を社協で実施しておりますけれども、この事業を取り込む形でコース設定をしております。そしてこの、それぞれの地区と町内のスーパーマーケットでございますイオンいかるが店、それから業務スーパー斑鳩店、万代法隆寺店とそれから役場、JR法隆寺駅北口、駅の北口には、まねき屋法隆寺店がございます。そして生き生きプラザを結ぶコースを設定をいたしております。

各地区内での停留所の位置につきましては、各コース図の赤丸で示させていただいておりますが、各コース上で安全に乗降できる、ある程度のスペースがある場所で、地元の自治会長さまと協議させていただく中で提案させていただいておりますが、現在調整中のところもございまして、確定しておらない地区もございまして、現在調整中ということでございまして、最終位置が若干変わるということもございまして、なお停留所には、コミュニティバスの停留所に設置してございますような表示板といたしますか、そういうのも設置をする予定をしております。

次に、運行時刻でございますが、資料の5枚目と6枚目の別紙4と別紙5に示しております。別紙4でございますが、1コースの錦が丘・紅葉ヶ丘コースと、2の神南・北庄コースにつきましては、午前1往復、午後1往復の2往復の運行としております。次のページ別紙5の3のコ

ースでございますが、これは白石畑への移動時間の関係もございまして、また、ワゴン車が8人乗りという乗車定員の関係もございますので、1日3往復と設定をいたしております。

運行の時刻設定の基本的な考え方につきましては、午前の便につきましては、9時前後に各地区の停留所から乗車していただきまして、各スーパー等での約1時間から1時間30分ぐらいの買い物の時間を確保いたしまして、11時過ぎか11時30分ごろまでには各地区の停留所に戻っていただくという時間設定をいたしております。また、午後の便につきましても、午後1時過ぎに各地区の停留所を乗車していただきまして、買い物の時間を確保いたしまして、午後3時過ぎから午後4時前後までには各地区の停留所に戻っていただくという時間設定をいたしております。なお、3のコースの白石畑・東里コースにつきましては、白石畑への移動時間も勘案した中で、そのロスをなくすということから、午前に1往復半、午後に1往復半ということで3往復という時刻設定をしております。

資料の1ページに戻っていただきまして、3番目の使用の対象者でございます。町内で居住する者で60歳以上の高齢者、また、日常生活において歩行による長距離の移動が困難な者といたしております。これは、現在、運行しております白石畑地区における外出支援事業と同じ対象者といたしております。

次の4の使用車両でございます。現在、社協が現在所有しております8人乗りのワゴン車1台と、新規に社協のボランティア基金と善意銀行を活用いたしまして10人乗りのワゴン車2台を本年度に購入いたします。この3台で運行を行うということでございますが、その新規購入の2台につきましては、入札を終了いたしておりますが、今現在、当初1ヵ月半ということで納車できるということから、2月の初めに、2月5日に入札日を設定いたしましたけども、入札の閲覧の段階で、納期が3月末に間に合わないということから、申し出がございましたので、納期を4月中の最短の日で設定をして入札を実施しております。このことから納車ができるまでの2台のワゴン車につきましては、レンタカーで対応させていただく予定としております。

次に5の職員の体制でございます。現在、正規職員の5名とそれから本年度に募集いたしております正規職員1名、それから嘱託職員1名の計7名が、交替でワゴン車の運転を行うこととしております。

職員採用につきましては、2月9日に1次試験を実施しておりまして、2月23日に2次試験を実施する予定でございます。そして、この事業を行う中で、職員が住民の方々の地域福祉などに関するご意見やあるいはニーズをお聞かせいただく中で、運行させていただきたいと、このように考えております。なお、この7名につきましては、他の業務と兼務という形を取らせていただきます。

6つめの運行日でございます。毎週日曜日、火曜日、金曜日の3日ということで設定をしております。火曜日、金曜日につきましては、町内のスーパーマーケットの売り出し日ということもございまして、それにあわせた形での曜日設定をいたしております。そしてもう1日は、土曜日か日曜日のどちらかの日ということで、連続しないということで日曜日という曜日設定とさせていただきます。

この日が祝日となった場合でも運行を行いまして、ただし、年末年始の関係は12月29日から31日、それから年始の1月1日から3日の間は運休とさせていただきます。それから、7の運行開始日につきましては、平成25年4月2日の火曜日からといたします。

8のその他といたしましては、車両の運行に支障をきたす恐れがあるときは運行を中止するというところで、例えば、気象条件等によりまして道路状況が悪化した場合、あるいは通行止めとなった場合には運行を中止させていただきます。

その他、利用者の負担はなしで、無料で乗車していただくということとします。

なお、先ほど申しあげましたように、各地区の停留所につきましては、今、地元自治会との調整中のところもございまして、最終決まり次第、該当地区の住民の方々には、運行コース、運行時刻につきまして周知用の冊子等を配布させていただく予定をしております。

この形で4月から運行をスタートをさせていただきたいと考えております。そして利用状況を見る中で、ご利用されている方々あるいは住民

の方々から種々ご意見をいただくなかで、また検討も加えてまいりたい、このように考えております。

以上で、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 制度としてはね、非常にいい制度だなと、進めていくにあたって、やってみないとわからない部分もあると思いますので、住民さんの声、きちっと反映させていけるようにしていってほしいなというふうに思うんですけども、これ社協のほうで運行されるということで、で、今見ましても職員さん、現正規職員さん5名を兼務で充てるということなんですが、今、社協の職員さんって何名いらっしゃるのでしょうか。

住民生活 現在11名、嘱託含めて、一応11名ということでございますので、部長 その中で5名を、今の採用します職員も含めてでございますけども、2人採用しますので、当然13名ですか、ということになりますので、その中で7名を交代で運行していただきます。

木澤委員 ちょっと心配したのは、ワンボックスカーって結構、普段軽しか乗らない人だったら、いきなりそんなん乗れるのかなって、ふっと心配になったんですけども。

住民生活 今度、新規採用職員で、雇う職員、あるいは嘱託職員につきましては、部長 大型免許を持っている職員を採用する予定でございますし、また今、現職員の中でも2名大型免許を持っておりますので、持っていない職員もおりますけども、今、社協のほうで、ゆうゆう号という福祉の車両がございますので、その車と同じ大きさでございますので、その車も運転をしておりますので、新しい車を購入いたしまして、大きさはほとんど変わりませんので、ちょっと若干、普通のワゴン車よりも10人乗りのワゴ

ン車の方が大きいので、狭い道路もございますので十分気をつけて運行していきたいというふうに考えております。

木澤委員　それとですね、きょうコミュニティバスの時刻表なんかもつけていただいてますけれども、乗り方によって、いろんな組み合わせっていうんですかね、が、出てくると思うんです。で、より効果的に活用していただくと思うと、住民の皆さんにコミュニティバスの運行と、福祉バスの運行等の連携なんかもご理解いただけるような、そんな案内も必要かなというふうに思うんですけれども。今の段階でですね、その点についてはどんなふうに考えてますか。

住民生活部長　今回、この社協のほうの事業につきましては、一応、地域限定でございますし、あるいは高齢者、障がい者限定になっておりますので、当然その方がご利用される中で、例えば、役場で降りていただいて、役場でまたコミュニティバスに乗り継いでいただくということは可能でございましてけれども、他の方ですね、一般の方が、この社協の事業の車に乗っていただくということは対象地区以外の方ですね、当初はやっぱり、ご遠慮いただくということでございますので、あまり宣伝してしまいますと、そういった地域外の方も乗られるということが出てくるかもわかりませんので。その辺のところは、このご利用される地区の方についてはコミュニティバスもありますので、そちら乗り継ぎということも可能だということは周知はできますけれども、逆に全体に広く周知するという事はちょっと今のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長　よろしいですか。　木澤委員。

木澤委員　そうしますと、出発地点付近とか、丘陵地のほうから乗ってこられる方、その方に利用していただくのがメインということですけど、停まるのは、万代とか法隆寺駅とかいうところにも停まりますので、そこから元々の丘陵地の地域以外の方も乗ってこられることも想定はされるんで

すけども、それはもうやっぱり、いたし方ないものというふうに捉えな
いとしようがないかなと思うんですけども、その辺については。

住民生活 当然そのバス停を設置してますので、停留所を設置しますので、そこ
部長 に待っておられたらですね、よほど若い方とかですね、ということでは
ない限りですね、乗っていただくということになるんですけども、当然
回るコースの中で、停まるバス停が決まっておりますので、それ以外の
ところでは降りていただけませんので、今のところは、それ以外の地域
の方はほとんど利用されることはないだろうというふうには考えており
ますけど、ただ、停留所で待っておられたら、乗車定員に満たなければ
乗っていただけるということになってます。

委員長 よろしいですか。ちょっと今質疑の中で、大型免許を持っておられる
方に、このバスは運行、運転手していただくような感じで考えておられ
る、それとも普通免許の方も職員さんで乗られるようになるわけですか。
ちょっとそのあたりもう一度お願いします。 乾住民生活部長。

住民生活 7名ということで運行するんですけども、交代でということになるん
部長 ですけども、そのうち4人は大型免許を持っておるという形になります
ので、それ以外の者は普通免許で運転するという格好になりますので、
すべてが大型免許を持っているということではございません。普通免許
の職員も運転をするということになります。

委員長 もう1点すみません。もしこれ、どうしても事故があつたらあきませ
んけども、事故があつた場合の、その辺の対応というのはどう考えておら
れるんですか。

住民生活 事故ありましたら当然これはあつてはいけないことでありますけども、
部長 保険も当然入っておりますし、保険の対応ということになりますけれど
も。十分、事故のないように十分注意して運行してまいりたいと思っ
てます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、乾部長は他の公務もございませぬので、退席を許可させていただきます。暫時休憩です。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時58分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱の全部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱の全部を改正する要綱についてご報告させていただきます。

その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料8の最終ページの要旨をもってご説明を差し上げたいと存じます。資料8の最終ページの要旨をご覧ください。

自治会等が管理する防犯灯について、節電効果とCO2の削減効果が期待できるLED防犯灯への切り替えを支援し、安全・安心また地球にやさしいまちづくりを進めることから、現行の防犯灯設置補助の補助対象の拡充及び条文等の整理を行うため、本要綱において全部の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容についてでございますが(1)補助対象経費等(第3条関係)についてであります、防犯灯1灯あたりの限度額を3万5,000円から4万8,000円に引上げるものでございます。

改正前の要綱では、LED防犯灯の新設及び切り替えにつきましては、1灯あたり補助限度額は3万5,000円、1自治会あたり年間2灯までとさせていただいていたところでございますが、自治会が管理されて

いる既存の蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への切り替えが増加しているところであり、補助限度額を1灯あたり4万8,000円に拡充するとともに、1自治会の申請灯数制限を設けないこととしたものでございます。

なお、補助限度額を4万8,000円に拡充することにより、LED防犯灯16W相当までの切り替えに要する経費について、ほぼ全額を補助できるものと考えております。

また、防犯灯に係る電気代につきましては、現在、修繕費も含め維持管理補助金として、1灯あたり年間1,500円を補助させていただいておりますが、LED防犯灯への切り替えにより、球切れ等の修繕費にかかる費用がほとんどなくなるとともに、例えば、LED防犯灯8W相当、これは蛍光灯20Wと同じですけれども、では、現時点で年間電気代が約1,550円程度となっておりますが、その年間電気代のほぼ全額をカバーさせていただくことができるものであるというふうに考えております。

次に、(2) その他条文及び様式の整理についてであります。補助限度額の拡充及び申請灯数制限を設けないこととするに伴い、交付申請等の手続き及び交付申請等の様式につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2. 施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱の全部を改正する要綱についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 この改正については別に反対するものではない、これかなり自治会によって、今の既存のやつ全部替えたいとか、いろんな申請、制限設けへんだら、その辺の対応は危惧されますけれども、その辺の動向というのか、かなりこれ自治会によっては防犯灯ありますので、その辺の申請全部受

けるのか、ちょっと待ってって言うのか、その辺予算のほうもありますので、その辺の対応どうされているのかということで、ちょっと心配していますので。

委員長 小城町長。

町長 今、こういう関係ですから、申請されればやっぱり受けていくということで、去年、24年度の関係等ですね、もう一部の自治会では、自治会の人が寄付されたものですから、すべてを防犯灯をLEDに替えたということもございますし、これからはやっぱりこういうことをしていくということは、もしそういう申請があれば受けていきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今の質問とも関連するんですけども。そうすると、残り町内でどれぐらい残ってて、それいっぺんに申請がくると金額的にはどれぐらいになるのでしょうか。

総務課長 現在、自治会が管理されております防犯灯につきましては、約2,300灯ございます。そのうち、既にですね、LED防犯灯への切り替えが済んでおりますのが70灯ございます。残りが今後対象になってくるんですけども、そういったことで委員会に報告後、自治会の方に意向調査を行って、申し込み等の状況を把握したいというふうに考えております。

委員長 西本総務部長。

総務部長 防犯灯すべてLEDにしますと、全体で約8千万円程度の費用がかかるということでございます。今、先ほど課長申しましたように、70灯の切り替えは済んでいるというところでございます。それから全体の灯

数としましては、2,900、約3千灯近い、町内の防犯灯があります。自治会の管理防犯灯は2,300灯、町が管理するのが約700灯でございます。

木澤委員　そうすると、もう予算も当然つくってきてますから、8千万円ぐらいですか、いっぺんにくるとすれば、課長、これから意向調査をされるといふふうにおっしゃってましたけども、基本的にすべてがすべて来ないだろうとは思いますが、それで8千万円ぐらいの要望があっても対応できるよということですね。

委員長　池田副町長。

副町長　先ほど町長が答弁されましたように、すべてあがってきても町の方で財源手当して対応していくということでございますので。

木澤委員　わかりました。今回こういう制度改正も含めて、大変評価できるものだというふうに思ってますが、実際の自治会負担というのはですね、これ切り替えることによって、どうなっていくというふうに見てはるんですか。

総務課長　今回、補助限度額の上限を4万8,000円のほうに引き上げをさせていただきます。防犯灯、LED防犯灯の8W相当であれば、2万8,000円から2万9,000円程度で取替えが可能であると、そして16W相当、蛍光灯では32W相当の分なんですけども、そういったものについても4万8,000円の限度内で対応していただけるというふうを考えております。そして電気代につきましても、先ほど申しあげましたように、LED8W相当であれば、1500円ちょっとでいけるといふふうを考えております。

木澤委員　それさっき説明していただいたんです。電気代についても、ほぼ8W相当であれば、自治会の負担もほぼなくなるでしょうということですか。

ども、それ以外でも自治会の負担っておりますよね。球は全部交換の場合は、この4万8,000円まで限度額増やしましたけども、新たにポール設置する場合の自治会負担は半額ありますし、16W相当ですと、1,500円ではきかないよというところで、今、明るくする所増えてきているというふうに思うんです。元々はこの制度改正大変評価させていただいてますけども、元々は税金で管理するべきと違うかと、自治会の負担を防犯灯の恩恵を受けるのが、自治会の者だけじゃないよという声もありましたんでね、そういう点で自治会負担というのは、大きく減らされることにはなるでしょうけれども、今後の動向的にはどうなっていくというふうに町としては考えておられるのかなと。

委員長 小城町長。

町長 この経過というのは防犯灯の費用、電気代はですね、納税組合等、自主的に納税組合があったわけですけども、納税組合を廃止するという中で、やっぱり意向としては、その地域、地域ということで、自治会の中で防犯灯の電気代を一部補助していくというところから始まっておりますので、私はやっぱり自治会として当然電気代というのは必要であろうと思いますし、すべてを町がということは考えられませんから、ある程度、議員さんからご意見いただいている中では1,500円という中でですね、考慮したらどうかということで、今度はLEDの関係等については、全額補助で4万8,000円ということにしているわけでございますので、これからも、どうせこの防犯灯等については維持管理というのは必ず皆さん方に自治会としてやっていただかなければならない、やっぱり切れるところもありますし、当然、付けたから、もうすべてが完備したということにはならない。いろんな役員の方々、あるいは皆さん方に負担を被りますけれども、やっぱりそういうことによって地域と町が連携を保っていけるんじゃないかなと思ってますので、そういう点については、電気代を、そういう点については、ご意見をいただきながら、こういう形にしてるということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 今ちょっと木澤委員のところで質疑があった、ポールですね、あれあたりは結局変わらずになるわけですか。ポールの負担とといいますか、立てるときの。 黒崎総務課長。

総務課長 ポールにつきましては従来どおり50パーセントの補助ということで、変更はございません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次、(4)斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。
黒崎総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明をさせていただきます。

その主な改正内容につきましては、お手元にお配りをいたしております資料9の最終ページの要旨によりご説明させていただきます。

資料9の最終ページの要旨をご覧ください。

地域コミュニティ活動を支援するため、地域における交流の場の確保が求められていることから、地域集会所を有していない自治会が建物等を借りて自治会活動を行う場合の賃借料について補助金を交付することとし、本要綱において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容(1)題名についてであります。題名を、斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱に改めるものであります。集会所の施設整備のほか、集会所の賃借についても補助対象としようとすることから、題名中「整備」の次に「等」を加えるものであります。

次に、(2)補助対象の拡大についてであります。補助対象に、賃借を追加することとし、その対象は、地域集会所を有していない自治会等、その内容は、自治会活動を行うための建物等の使用料及び賃貸借契

約に基づく賃借料、ただし敷金、礼金等を除くこととしております。

なお、建物等の使用料については、他の自治会の集会所や、いかるがホールなどの公共施設を利用される場合の使用料を対象と考えており、賃貸借契約に基づく賃借料については、空き家やアパートの一室を賃貸借契約によって借上げる場合を対象としており、空き家の有効活用にもつながるものと考えております。

また、補助率は3分の2、補助金限度額は月額2万円とするものであります。なお、補助率3分の2につきましては、新築、増改築、購入等の施設整備に係る補助率に準ずるものとしております。

2. 施行期日等 (1) 施行期日についてであります。平成25年4月1日から施行することとしております。また(2) 経過措置についてでございますが、平成25年度に賃借を実施しようとする自治会等の代表者は、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年6月末までの間に、集会所施設整備計画書を提出できることとしております。これは、補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、前年の10月末までに、補助対象事業の計画書を提出し、承認を受けることとしておりましたが、今回の要綱改正を平成25年度から適用させるため、補助対象事業の計画書提出期限を平成25年6月末まで延長するものでございます。

なお、今回の制度改正の内容及び経過措置の内容につきましては、自治会へ文書により周知してまいりたいというふうに考えております。

以上、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてのご説明させていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 説明していただいた中で確認だけしておきたいんですけども、これ、月額の契約だけじゃなくて、例えば、自治会で、公民館を利用して会議をする際の使用料なんかもこの補助対象になるということですね。

総務課長 自治会活動として公民館等を使用される場合も、適用することとして
おります。

木澤委員 以前から住民さんから声があったことに対して、こういうふうに対応
されるということは高く評価させていただきたいと思います。これ適用
の範囲ていうのがいろんなケースがあると思いますので、できるだけ自
治会に周知する際に具体的なケースでお示ししながら、こういう場合に
はいけますよということで、お知らせいただければなというふうに思い
ます。

委員長 要望ですな。他にございませんか。 嶋田議長。

議 長 ここに建物等とありますけども、地代、借地料も含まれるんですか。

総務課長 地代、借地料等は含まれません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ここで、10時30分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開します。

次に、(5)斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館の利用について、理事
者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館の利用についてご説明を
させていただきます。

はじめに、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館につきましては、本年4月の開館に向け工事を進めているところであり、本日現在の進捗率は約93%という状況でございます。

また、地域交流館の運営につきましては、地元自治会に管理業務を委託することとしているため、これまで、地元自治会と施設使用の予約受付などの業務について協議を進めてまいりましたが、4月1日オープンに向け、利用者等に配布させていただき、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館利用の手引きを取りまとめましたので、ご説明をさせていただきます。それでは、お手元にお配りいたしております資料10によりご説明をさせていただきます。資料10の1ページ目をご覧ください。

はじめに、設置目的について、また管理は、五丁町連合自治会が行うことを示しております。

次に、利用のご案内についてでございますが、所在、開館日、利用時間、利用区分、部屋、駐車場について示しております。利用区分は、午前、午後、夜間の3区分としております。

次に、資料の2ページ目をご覧ください。利用方法についてでございますが、申込方法として、受付開始の日、申込時間、申込方法、予約受付期間、鍵の借用、利用対象について示しております。申込方法は、管理人宅へ電話又は訪問により予約を行っていただき、予約終了後、使用の前日までに使用申込書に必要事項を記入して管理人に提出していただくこととしております。予約受付期間についてでございますが、予約受付は、通常は、使用日の属する月の前々月、2か月前の初日、1日から使用日の前日までとしております。ただし、前々月の初日が土曜、日曜、祝日、年末年始、12月29日から1月3日の場合は、次の土、日、祝日、年末年始でない平日としております。

次に、鍵の借用についてでございますが、使用者は、申込みした時間に管理人、管理人宅から鍵を借用し、使用后管理人に返却することとしております。利用対象につきましては、斑鳩町内の住民団体及び自治会などとしております。

次に、資料2ページの一番下、使用料についてでございますが、使用料は無料、ただし、エアコンを使用される場合は有料としております。

次に、資料3ページをご覧ください。利用者の皆様へのお願いとして、使用にあたって守っていただく事項として、使用時間を厳守すること、使用後の戸締りや施錠を確認し、鍵を返却すること、備品等を大切に使用し、使用後は清掃すること、ごみは持ち帰ること、建物内は禁煙であること、特別の設備を使用する場合はあらかじめ承認を取ること、施設内における禁止事項などを掲げております。

次に、資料4ページをご覧ください。使用の制限又は取消し及び損害の賠償についてでございますが、斑鳩町地域交流館設置条例に規定しておりますことについて、使用者にお知らせすることといたしております。

以上、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館の利用についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 こうして手引きも作っていただいて、周知を図っていただきたいと思うんですけども、元々、消防コミュニティセンターと同じような形で運用するというふうにお聞きはしていましたが、今回、こういうふうにこれ作っていただいて、消防コミュニティセンターの運用と違うところというのはあるんですかね。

総務課長 コミセンと違うところのご質問でございますが、始めに予約の受付期間についてでございますが、法隆寺五丁地区の地域交流館では、使用する日の属する月の前々月ということになっておりますが、コミセンにつきましては、使用月の前月ということで、予約の受付期間が違います。

そしてまあ、申込時間についてでございますが、法隆寺五丁地区の地域交流館は月曜から金曜までの午前8時から午前11時までとされておりますので、コミセンのほうは午前9時から午後5時までということで、その辺の予約の受付の時間と申込期間が違っております。

木澤委員 これはどういうふうな決めだったんですか。

総務課長 あくまでも、この施設につきましては、地元のほうに管理運営をお任せをして、地元の実情に応じた運営を行っていくということから、地元と協議をいたしまして、このように決定をさせていただきました。

木澤委員 それぞれ地域によって、管理できる体制なんかも違いもあると思いますんで、こうした点については、ずれというか、消防コミュニティセンターと違いがあるというふうに、ずれるのもしょうがないと思うんですけども、ただ、利用される住民さんにとってはなかなかわかりづらい点があると思いますので、その点について、十分に周知をしていただくのが必要かなと。で、私、消防コミュニティセンターなんかもよく利用させていただくんですけども、申込のその手段、方法ですね、がなかなかやっぱりよく分からないという声を聞くんです。これ、役場の総務課のほうに電話をしてくださいというふうにはなっているんですけども、やっぱり直接、今でしたら、消防コミュニティセンターのほうですね、あそこに行ったら申込方法分かるかなと、現地に行かれる方なんかも何人かはいらっしゃるというふうに聞いていまして、ただ行っても、表から見ても、特に何にも書いていないんでね、あそこに、できたらわかるような形でパネル表示なんかができないかなというのがあります。今回、こうして、申込時間とか、いつから申込ができるのかというのも若干やっぱり変わってくると思いますので、できたら、それぞれのところに、申込方法をわかりやすい形で表示できないかなと思いますけれども、その点はいかがですかね。

総務課長 ご利用の案内のほうにつきましては、表示するというような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、やっぱり地域交流館自体の目的が、あまり住民さんによく理解されていないというのが、まだまだ現状だと思いますので、この利用の手引きの周知と合わせて、やっぱり目的をしっかりと理解してもらって、

より多くの住民さんに使ってもらえるような形で、周知を進めていって
いただきたいと思いますので、その点も合わせてお願いしておきます。

委員長 要望ですね。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(6)退職手当の支給水準引下げ等につい
て、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

委員長 それでは、退職手当の支給水準引下げ等についてご報告させてい
たきます。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職
手当法等の一部を改正する法律が、平成24年11月26日に公布され、
平成25年1月1日より、段階的に引き下げられております。

これは、官民比較調査結果及びその見解並びに有識者会議の報告を踏
まえ、退職手当の支給額を、平均402万6千円、約14.9%引下げ、
官民格差を解消しようとするものでございます。

この状況を踏まえ、奈良県市町村総合事務組合におきましても、お手
元にお配りいたしております資料11の基本方針案の内容で、当該組合
条例改正案を本年、平成25年2月26日開催の奈良県市町村総合事務
組合定例議会に上程される予定となっております。

それでは、お配りいたしております資料11をご覧ください。当該資
料につきましては、奈良県総合事務組合から送付されております、退職
手当の支給水準引下げ等に係る組合の基本指針(案)であります。

この資料により、ご説明を差し上げたいと思います。

1.改正の施行期日及び適用日についてでございます。(1)退職手当
支給条例の一部改正条例の施行予定日は、平成25年4月1日。国では、
平成25年1月1日施行とされております。(2)退職手当支給条例の
一部改正条例の適用予定日は、原則、平成25年4月1日とされてお
ります。

次に、2. 支給水準の引下げについてであります。(1) 調整率を下記のとおり段階的に引下げることとされております。ここで、当該資料には示しておりませんが、退職手当額の計算等についてご説明させていただきますと、退職手当支給額は、退職日俸給月額×退職理由別・勤続年数別支給率×調整率+調整額、この調整額というのは、職責により加算される額となっております。調整率につきましては、退職手当法上、官民均衡のために設けられているものであり、現行の100分の104につきましては、勤続年数20年以上の退職者に適用されております。

資料11の表をご覧ください。現行調整率100分の104を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの退職者に100分の98、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの退職者に100分の92、平成27年4月1日以降の退職者には100分の87とするものでございます。(2) 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用することとされております。(3) 施行期日は、平成25年4月1日から、第一段階の引下げを開始する。なお、国においては、平成25年1月1日から施行されております。(4) 経過措置として、本組合は12か月、国は9か月とされております。

次に、3. 早期退職のインセンティブ、これは勧奨でございしますが、の拡大についてであります。(1) 定年前早期退職特例措置の拡充についてであります。適用退職年齢の下限を50歳、定年前10年から45歳、定年前15年とし、割増内容として、定年前1年につき一律2%から、定年前1年につき3%を上限とした割増とするものでございます。これは、在職期間が長期化している状況等を踏まえ、民間企業において、早期退職優遇制度がある程度普及していることも勘案し、早期退職特例措置を拡充するものでございます。なお、この定年前早期退職特例措置の拡充につきましては、現在、国におきましては、施行期日を定める政令が出ておらない状況であり、奈良県総合事務組合におきましても、国の状況を見ながら実施していくことというものと伺っております。

なお、従前より、地方公務員の退職手当制度は、国との均衡の原則を考慮し、国の制度に準じて条例が定められているところであり、各地方公共団体におきましても、必要な措置を講ずるよう国から要請されてい

るところであります。

以上、退職手当の支給水準引下げ等についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 これも本当にひどいことするなというふうに思うんですけども。率とか全体で言うと、402万9千円ですかね、民間との格差を解消するというので、調整率出していただけてますけども、斑鳩町の職員さんの平均で言うとどれくらいになるのかっていう数字をちょっと教えてくれませんか。

総務課長 今回の改正に照らし合わせまして、勤続35年以上で、60歳の定年退職、最終、定年前5年間で課長級でござって、月額42万円で退職した者で想定をしますと、現行では2,690万円程度でございましたが、改正によりまして、マイナス407万円程度で、2,280万円程度になるというふうに試算をしております。

木澤委員 ほんだら、ほぼこの国の示すぐらいの、ほんまに減額になってしまうということですね。これ、退職手当組合ですかね、総合事務組合ですかね、これ作ってはるのは県のほうの管理になるんですかね。

総務課長 奈良県総合事務組合での条例でございます。

木澤委員 町が定めているものと、例えば、町の組合と話し合いをして結果を出すという形になるかとは思いますが、この県のほうの組合という形になると、町の職員組合さんのほうとの交渉というのは、どんな形になっていると理解したらいいんですか。

総務課長 今回の改正につきまして、斑鳩町職員労働組合につきましては既に承

知されているということで聞いております。そして、1月15日の組合交渉の場におきましても、これについては一定の理解は示していただいたという状況でございます。

木澤委員 基本的に報告いただいて、私たち、条例改正もないんで、特にタッチもできないんですけども、今回こういう形で3年間で退職金が引き下げられるということに伴って、もうそれやったら、先退職しますよという申し出なんかは、町の職員さんの中で出てるんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、これにつきまして、組合に説明した後、こういう制度があります、こうなりますよということで職員周知をいたしまして、例年12月末で締め切っております勸奨の分についても延長いたしまして、職員に回覧して意向をお聞きしましたところ、今現在のところどなたもおられないということでございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(7) 臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、臨時職員の賃金改定についてご説明させていただきます。臨時職員の賃金につきましては、奈良県の最低賃金や民間の動向、また、近隣市町村の状況を見る中で改定を行ってきたところでございます。

奈良県の最低賃金につきましては、平成23年度2円、平成24年度6円の引上げが行われており、これらの状況等を見る中で、今回改定を行うものであります。

その改定内容につきましては、お手元にお配りいたしております資料

12によりご説明させていただきたいと存じます。

資料12をご覧ください。改定内容についてであります。本町臨時職員それぞれの職種において、時間給10円、日給80円、月給1,600円の引上げを行うものであります。ただし、ふれあい交流センターいきいきの里センター長、幼稚園園長、図書館長、公民館長、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員の賃金については、除くこととしております。

2. 施行期日についてでございますが、平成25年4月1日から施行することとしております。

次に、資料の3つ目には、職種ごとの改定の状況をお示ししております。太字でお示ししておりますのは、改定後の金額、カッコ内は、引上げ額をお示ししております。

以上、臨時職員の賃金改定についてのご説明させていただきます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回、上げはるということなんで、上げはる分については評価しますけども、これ期末手当なんかについては反映されるんですか。

総務課長 期末手当の額の人がですね、基礎額についても反映されるので、期末手当のほう上がります。

木澤委員 そうして基礎の分が上がるので、そういった形での反映はされるでしょうけども、月数ですね、現在、臨時職員さんの期末手当の月数というのはどういうふうになっているんですか。

総務課長 現在、2.2か月ということになってはいますが、これについては改定はございません。

木澤委員　もう1点ですね、ふれあい交流センターいきいきの里センター長だとか、幼稚園園長とか、図書館長など、除くとされている方がいますけれども、これはなぜ除かれるんですか。

総務課長　これらの職員につきましては、過去の職務の実績を活かしていただいて、管理職的な役職の職員としての位置づけとして配置いたしておりますので、正規職員の改定に準じ、今回、改定は行わないということでございます。

木澤委員　ただまあ、職責的には管理職やということですが、位置づけは、給与面では臨時職員さんやということなんで、同じように、この臨時職員さんの賃金改定には反映していくべきなのかなというふうに思うのと、それと以前から要望していますように、臨時職員さんの期末手当についても、以前、切り下げる前は2.2か月じゃなかったと思うんです。そうしたところについても、元に戻すということをいろいろ議員さんも含めて要望させていただいてきました。今回、10円上げるということで、上げる分については評価をしますけれども、その要望については、引き続き要望として、しておきたいと思いますので、また、今後のなかでよろしくをお願いします。

委員長　他にございませんか。　小野委員。

小野委員　先月かな、1月に黒崎課長が、観光産業課の職員が、1年未満の職員やってんけど、退職したということで案内もらったんやけどね。前回のときにも、これ何名やったかな、試験に合格してて、あと5名と、それと土木1名、保健師2名と、このように職員を決めたということになるんですね。私はもう単純に、その人たちに空いたところを、総合的に、これが面接かなんかで最終的に決めておられると思うねんけれども、職員に採用してもいいんじゃないかなと。臨時職員でもう何年も斑鳩町の役場でいろいろがんばってくれている人もいますしね、そういうことをやっても、あまり不自然ではないと私は思うんですが、副町長は臨時職員

でやっていくと、そういう話はしてくれているねんけども、そういうことも考えられないのかなと思いますねんけれども、どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 今お尋ねの件でございます。今、臨時職員さん、たくさんおられます。今お尋ねの件ですけれども、相当以前の、斑鳩町じゃないですけれども、相当以前、もう10数年、20数年前に、自治体ではそういうことをやっておられたところもありますけれども、非常に不透明だと、採用自体が不透明、どの臨時さんが正職員になって、どの臨時さんがならないと、ということは、一定のテストを受けて合格していただかないと、正職員にしないと、その、採用の段階で非常に忝意が働く可能性があるということで、不透明だということで、そのような採用についてはどの自治体でもやっておられませんので、町としてもやっぱりそれを採り入れることにつきましては、非常に住民から不信を招く懸念がございますので、やはり消極的にならざるを得ないということでございます。

小野委員 ということは、言い換えてみたら、これ10名から5名に絞ったいう、それは、それも不透明じゃないかなということと言われるんちゃうかなと。同じことやと思うけど。

副町長 採用試験自体が公正に行っておると。そうしたら、どの試験もすべて面接は不透明だということになってきますので、その理論にはちょっとなってこないと考えておりますので、ご理解を。また面接には、他から一般の人も入ってもらってやっておりますので、そこでは公正性は保たれておると、住民に説明できるということでございますので、ご理解をお願いします。

小野委員 ちょっと噂だけやねけどね。県の教員の採用試験で、落ちた人間は何番ですという通知もネットの中で出てきますのでね。だから、そういうふうな決め方でしてあって、あと1人やってんなとかね、そういうこと

で教員試験を受けておられる方もおられるしね。せっかく受けてて、10人やったか、試験で合格して、その中で5人選んだと。6人目というのはいてるわけやね。だから6人目ばかりだったら、それを選ぶのは不透明やと言われてらこれしようがないけどね。だけど、そこらで、そういうことも考えても、私はいいんかなと思うんやけどね。

副町長 今、6人目とおっしゃいましたけれども、今、おっしゃいますように、合格きますよと、そしてあと、補欠、予備とかいうのも、一時は、町も、補欠いう制度をとってきたこともあるんですわ。やはり、例えば、落ちたけれども、一定の人材がおられたらってっておこうかと、こっちで辞退されますので、ということもありましたけれども、今年度、24年度の試験採用では特に補欠にするだけの方がおらなかったということでやっておりませんけども、そういう方がおられたら、そういう方も、補欠制度も、その年度によってはやっておりますので、それはご理解をいただきたいと思います。

小野委員 その臨時職員なんかはよくやっているということは私も見てますのでね、また、その黒崎課長、あれ1月に、今の観光産業課の職員が急にやめましたというようなことで、自宅へそういう書類を持ってきてくれたしね。そういうこともあるんやったら、考えてもいいのかなと。ということは、今年度1名足らんということで、臨時職員で補うんですね。

副町長 はい、そういうことになってまいります。

小野委員 堂々巡りするだけやからね、私はそういう合法的、合理的な形で職員を選ぶのもひとつの方法じゃないのかなと、そのように思います。また考えてもらえたらありがたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら次に、（８）斑鳩町土地開発公社解散に伴う清算について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事業の（８）斑鳩町土地開発公社解散に伴う清算につきましてご説明をさせていただきます。

 恐れ入りますが、資料１３をご覧くださいませでしょうか。

 斑鳩町土地開発公社の解散につきましては、平成２４年９月の町議会議定例会の議決後、同年９月２８日に県に対しまして公社解散の許可申請を行い、同年１０月２３日に奈良県知事の解散認可を受けたところがございます。その後、公社におきまして、清算事務を進められ、清算人から平成２５年２月１４日をもって清算終了したことの報告が受けたことから、ご報告させていただくものでございます。

 はじめに、１番でございます。現務の結了として、清算人は、奈良県知事の解散認可日である平成２４年１０月２３日に現務を結了し、その間の公社業務を平成２４年度業務報告書としてとりまとめ、解散時の財産を２，２４１万１，５３１円とされました。

 次に、２番でございます。債権の取立て及び債務の弁償として、清算人は、公有地の拡大の推進に関する法律 第２２条の８第１項に規定する債権の申出の催告等に基づき、平成２４年１１月２６日、平成２４年１１月２８日及び平成２４年１１月３０日の３回にわたって公告をし、催告を行われました。

 なお、債務の取立て及び債権の弁償はなかったところがございます。

 次に、３番でございますが、残余財産の確定として、清算手続きにおいて、収入した金額及び支払った金額は、次のページの残余財産計算書のとおりで、残余財産は、解散時の財産２２，４１１，５３１円から、定期預金解約時の利息２５，９０４円の収入と、２番目でご説明した官報への公告掲載手数料９１，３２８円の支出、これらを差し引いた２，２３４万６，１０７円となっております。

 最後に、４番でございますが、残余財産の引渡しとして、平成２５年１月３１日に、残余財産金２，２３４万６，１０７円を公社定款第２４

条第2項で定めるところにより、斑鳩町に帰属させ、本町がこれを受けたところでございます。

以上、斑鳩町土地開発公社解散に伴う清算につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(9)第4次斑鳩町行政改革大綱について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、(9)第4次斑鳩町行政改革大綱につきましてご説明をさせていただきます。資料14となっております。

はじめに、第4次斑鳩町行政改革大綱の策定までの経過につきまして、ご説明をさせていただきます。

本町では、これまでもさまざまな手法を活用しながら行政改革を実施することで、行政サービスの維持向上に努めてまいりましたが、平成14年12月に策定した前大綱である、第3次斑鳩町行政改革大綱が平成22年度をもって終了いたしました。

そうしたことから、社会経済情勢の変化に対応した効率的な町政運営の実現を図るため、平成24年2月6日開催の斑鳩町行政改革推進委員会に、第4次斑鳩町行政改革大綱の策定について、諮問し、同年12月まで全6回にわたりまして、さまざまな角度・視点から慎重にご審議をいただき、同年12月18日に答申をたまわったところでございます。

その答申内容のとおり、同年12月25日で、行政改革の基本指針となる、第4次斑鳩町行政改革大綱を策定したところでございます。

資料14の2ページから3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、第3次斑鳩町行政改革大綱の取組みでございませ。

平成15年度から平成22年度の8年間にわたり取り組んまいりまし

た、第3次斑鳩町行政改革につきましては、取組みによる費用の削減等の効果額合計が約6億5,400万円となったほか、実施計画で策定した改革の施策につきましては168項目中142項目をほぼ計画通り達成し、経常収支比率などの数値目標も概ね達成したところでございます。

次に、第4次斑鳩町行政改革大綱につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の4ページとなっております。

まず、本大綱策定の背景でございます。資料の4ページから6ページにお示しさせていただいておりますとおり、本町を取り巻く環境が、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来などの社会情勢、経済情勢や景気動向に伴う財政状況、地方分権・地域主権改革の進展、住民の安全・安心の確保などの危機管理など、さまざまな分野において対応していかなければならない、厳しい状況となっております。

また、第4次斑鳩町行政改革大綱は、7ページでございます。

7ページでお示しさせていただいておりますとおり、平成23年3月に策定した、第4次斑鳩町総合計画における、まちの将来像の実現にむけ、施策・事業を積極的に展開するため、効果的・効率的な行財政運営のさらなる推進にむけて、本町が取り組むべき行政改革の考え方・あり方を示すものとなっております。

こうした背景を踏まえまして、8ページでございます。8ページにお示しさせていただいておりますとおり、基礎自治体として必要なサービスを継続的・効率的に展開するためには、さらなる改革が必要であるという考え方のもと、本大綱の策定に至ったものでございます。

第4次斑鳩町行政改革大綱の要点につきましてご説明申しあげますと、9ページでございます。その基本理念は、行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、新たな行政課題や住民ニーズに対応するとともに、これまで築き上げてきた行政サービスの水準を将来的にも維持するためには、さらなる行財政運営の改革が必要であること。提供された行政サービスによって、住民の満足度がどの程度向上したのかが成果として求められてきているようになってきていること。また、限られた経営資源の中で、PDCAサイクルの実施による事業の総点検などにより、迅速、的確性、効率性、実効性を追求し、住民の満足度の高い行政サービスを提供でき

る、質的に行政改革もあわせて行財政運営への転換が必要であること。

以上の観点から、行政改革の基本理念を、住民とともに歩み、開かれた、魅力ある行政の推進、と定めたところでございます。

また、その視点につきましては10ページから11ページにお示しさせていただきますいております。住民本位・住民満足の視点に立ったサービスと、これを継続的に提供できる効率的な行政システムの構築を進めるため、(1)住民との連携・協働、(2)行政資源の最適配分、(3)安定性と持続可能性の確保、(4)権限移譲への対応、(5)受益と負担、この5つの視点から行政改革に取り組んでまいります。

また、その基本方針として、12ページでございます。12ページにお示しさせていただきますとおり、行政経営の改革、行政サービスの改革、行財政の改革の3つを基本方針として掲げ、この基本方針それぞれにおきまして、質と量の改革に取り組んでまいります。

行政経営の改革におきましては、限られた資源を有効に活用した効果的な経営型行政運営の推進を、行政サービスの改革におきましては、より満足度が高く質の高いサービスの提供の推進を、行財政の改革におきましては、真に必要なサービスを将来にわたって持続可能なものとするための財政の改革の推進を、この3つを基本的な方向としているところでございます。

また、推進項目につきましては、13ページの中段から14ページに示しておりますとおり、この3つの基本方針にそれぞれに3つずつ、合計9つの推進項目を設け、これらを柱として行政改革に取り組むこととしております。推進項目の概要につきましては、14ページから18ページにとりまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

恐れ入りますが、18ページをお開きいただけますでしょうか。

推進期間についてでございます。推進期間は、第4次斑鳩町総合計画の計画期間最終年度にあわせ、平成25年度から32年度までの8年間としております。前期、後期の2期に分け、行政改革に取り組んでまいります。

最後に19ページの推進体制についてでございます。本大綱に基づく取組みを継続的かつ着実に推進していくため、その具体的な取組みを示

す実施計画を策定し、年次的に取り組んでまいります。

また、推進管理にあたりましては、行政改革推進本部で管理するとともに、広く住民の理解とご協力のもとに行政改革を着実に推進するため、町広報紙、町ホームページなどにより、行政改革の推進状況を公表してまいりたいと考えております。なお、現在、その具体的な取組みを示す実施計画の策定を進めているところでございます。

以上で、第4次斑鳩町行政改革大綱の策定につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(10) 奈良県事務処理の特例に関する条例による移譲事務について、理事者の報告を求めます。

まず始めに、企画財政課所管の事務について理事者の説明を求めます。面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、(10) 奈良県事務処理の特例に関する条例による移譲事務につきまして、総務常任委員会が所管されます移譲事務の内容について、ご説明させていただきます。資料15となっております。

このたびの移譲事務につきましては、住民に身近な行政は、できる限り身近な地方公共団体において処理するという、基礎自治体優先の原則を尊重し、奈良県と市町村の適切な役割分担のもと、権限移譲されるものでございます。

奈良県におかれましては、昨年12月定例県議会において、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を上程され、平成24年12月14日に成立し、平成24年12月28日に公布されました。

これを受けまして、資料15にとりまとめている事務が平成25年4月1日から奈良県より本町に移譲される事務となっております。

まず、企画財政課が担当する移譲事務につきましては、新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示に関する事務の移譲を受けるもので、その内容は、地方自治法第9条の5に基づく事務で、領海内の海や湖沼などにおいて、埋め立てや干拓等で、新たに永続的に陸地となる場合の確認として、これまで知事の権限であった、土地の確認の届出の受理及び告示について処理してまいります。なお、奈良県におかれましては、これまではこの事務の発生はないということをお知らせを受けておるところでございます。

委員長 続いて、生涯学習課所管の事務について、理事者の説明を求めます。
佃田生涯学習課長。

生涯学習 生涯学習課所管にかかります移譲事務について報告いたします。

課長 まず、表の⑥の史跡、名勝、天然記念物の現状変更の許可等に関する事務につきましては、従来、県教育委員会で行っていた文化財保護法に基づく史跡、名勝、天然記念物の現状変更の許可等に係る事務が、町に移譲になります。

次に表の⑦の史跡、名勝、天然記念物の国の機関による現状変更、終了報告の受理に関する事務につきましては、文化財保護法に基づく史跡、名勝、天然記念物の国の機関が行う現状変更等は、現在、県教育委員会で受付を行うこととなっておりますが、権限移譲後は町で受付を行うこととなります。

次に表の⑧、史跡、名勝、天然記念物の滅失、毀損、復旧届出の提出の受理に関する事務につきましても、文化財保護法に基づく史跡、名勝、天然記念物の滅失、毀損、復旧届出に関する受付は、現在、県教育委員会で受付を行うこととなっておりますが、権限移譲後は町で受付を行うこととなります。

これらの権限移譲により、事務の処理期間の短縮や、町としての情報収集が迅速化するという効果があると考えております。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(11) 学校給食調理・洗浄業務の委託について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 斑鳩西小学校と斑鳩東小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校の学校給食の調理・洗浄業務の委託契約締結につきましてご報告いたします。

平成22年度から3年間の契約期間が平成25年3月31日で終わりますことから、平成25年度から新たな3年間の委託業者を入札により決定いたしました。

まず斑鳩西小学校では、落札金額、消費税込みで3,281万8,800円、契約業者は名阪給食株式会社であります。斑鳩東小学校では、落札金額、消費税込みで3,847万2,000円、契約業者は阪神給食株式会社であります。斑鳩中学校では、落札金額、消費税込みで3,549万円、契約業者は株式会社シンエイフードであります。斑鳩南中学校では、落札金額、消費税込みで2,856万円、契約業者は株式会社シンエイフードとなっております。

以上、学校給食調理・洗浄業務の委託につきましての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 学校給食、小・中学校、調理・洗浄業務を民間委託をする、その切り替え後ですね、給食の中身のサービスが低下したとか、そういうことというのは町のほうとしてもないというふうに、これまで報告はされてきましたけれども、先日、今さらの話なんですけれども、南中学校にお子さんを通してはる保護者の方から、切り替わった当時、やっぱり給食

がまずなくなったという、そういう話があつて、給食を残す人が多くなったよという、今さらの話ですけども、その当時、そういう話があったと聞いて、ちょっと心配になったんです。

給食の残渣ですね、残される量という変化がちょっと気になりましたんで、できたら次の委員会のときに、導入以前の5年間ぐらいから今までの給食残渣の量の変化をできたら資料として提出いただけないかと思いましたが、この項目に関連いたしまして、それは可能ですかね。

委員長 どうですか。 西川教育委員会総務課長。

教委総務 5年間ということですね。残渣のほうは毎年調べてございます。その
課長 状況につきましては、またご報告させていただきます。

5年間ということですが、一応もちろん調べまして、遡って出せるところまで出していくということで、よろしく願いいたします。

委員長 出せる範囲で、わかる範囲でお願いいたします。よろしいですか。

ちょっと私、聞きたいんですけど、今の話で、これ今回、あと先3年間いいますか、の委託契約ですねんけど、業者さんは同じ業者さんがそのままスライドみたいになってますか、それだけちょっと1点確認させてほしいですねん。 西川教育委員会総務課長。

教委総務 入札の結果でございますが、今現在業者さんと同じ業者さんが落札さ
課長 れたということでございます。

委員長 他に、何かございますか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次、(12)インフルエンザに伴う学級閉鎖について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 インフルエンザに伴います学級閉鎖につきまして、ご報告いたします。
斑鳩西小学校の3年2組の学級におきまして、2月4日（月）に在籍者31名中8名の欠席者があり、インフルエンザと診断された者がそのうち4名おりましたことから、学校医とも相談した結果、2月5日（火）から2月7日（木）の3日間の学級閉鎖を実施いたしました。

なお、学校・幼稚園の学級閉鎖につきましては、インフルエンザと診断されました児童生徒の欠席率が7日以内で学級の15%から20%程度、約5人から7人に達した場合に、また出席者のかぜ・インフルエンザの児童生徒の発生状況を見ながら、学校医さんともご相談して、できるだけ感染拡大の防止を優先に考えて実施しております。

現在、斑鳩西小学校の学級閉鎖後は治まりましたが、他の学級閉鎖はございません。各学校では欠席者の多い学級もありますが、今現在のところ、それ以上広がるということではないというふうに見ております。

それでも、学級には休んでおる生徒さんがおりますことから、養護教諭や担任教諭を中心に、児童・生徒のうがいや手洗いの励行や、保護者への保健だより等によりますお知らせ、児童・生徒や教職員の健康状態の把握に努めておりまして、引き続き、感染予防と感染防止に努めてまいりたいと考えております。以上、インフルエンザに伴います学級閉鎖についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 坂口委員。

坂口委員 学級閉鎖、今回1クラスあったと聞くんですけども、そのクラスの授業の遅れってというのはどのように対応されるんですか。

教委総務課長 年間を通しましての授業数のなかで、その遅れました分につきましては、その後に補うということで対応しているということでございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(13)学校における民事調停の申立について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 斑鳩小学校体育館での事故に対しまして、民事調停の申立がございましたことから、ご報告させていただきます。

事故の状況につきましては、平成23年1月11日、6年2組の1時間目、体育の授業中に、体育館で縄跳びの授業をしている中で、児童が長縄跳びを5、6回続けて跳んだ後に、向きを変えようとしたところ転んで、体育館の床で歯をうって前歯が2本欠けたものであります。

申立人は、現在、中学校2年生となっている、そのけがをした生徒であります。なお、法定代理人として保護者2人がなっておられます。申立の内容は、申立人が60才になるまで、申立人と保護者が望む治療を受けさせることと、その治療費全額と交通費の支給及び慰謝料100万円の支給を求められており、また、今後の斑鳩小学校体育館床の管理の徹底と各学校の修理が必要な場合の早急な対応を求められております。

この民事調停につきましては、2月22日に奈良簡易裁判所において行われます。

以上、学校におきます民事調停の申立についての報告をさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういうふうに申し立てられたということなんで、今後、調停の行く末というか、そういうのを見守っていきたいと思うんですけども、町のほうとして顧問弁護士さんいらっしゃるかと思っておりますので、相談されたのかどうか。町のほうとしては、今後の対応について、答えられる範囲で構いませんので、どういうふうに考えておられるのかお聞きをしておきたいと思っております。

委員長 清水教育長。

教育長 町の顧問弁護士さんとは、当然、相談をさしていただいております。で、今後の対応ということになりますけれども、調停のなかで、申立の方、法定代理人の保護者の方になると思いますけれども、申立の理由等々いろいろお聞きすると、その中で、調停委員がいろんな案を出されると思いますので、その中でうまく解決ができればいいなというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

ちょっと教えてほしいですねけど、体育館が滑りやすいとか、また、他にそういうふうなケガされているような方のお子さんがおられるか、ちょっと一点だけ、教えてください。 西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 事故の際につきましては、担任が体育館の状況をふまえて体育の授業をしております。その中で、児童がケガをしたことについては、通常の体育の授業中におきまして起こったものと思っております。

委員長 滑りやすいのか、他のお子さんがケガしておられるのか、それだけですな。 清水教育長。

教育長 当日も、同じ日にほかの子どもたちも縄跳びの練習をしているんですけども、滑ってケガしたという状況はございません。他の事故でも、例えば、跳び箱のときにつき指したであるとか、ちょっと骨にひびが入ったとか、そういう事故はありますけれども、体育館の床が滑りやすいために起こった事故というのは、これ1件のみでございます。

委員長 わかりました。 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、（１４）学校における体罰についての調査について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 奈良県教育委員会が実施いたします、体罰についての調査について報告いたします。

すでにご承知のとおり、大阪市内で市立高校のバスケットボール部で体罰を受けた生徒が自殺した問題を受けまして、体罰禁止の徹底を図る目的で、奈良県教育委員会は県内全ての公立学校を対象に体罰についての実態調査を行うことといたしました。この調査につきましては、県教育委員会より２月１３日付けで依頼がありまして、調査対象は県内すべての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒としております。調査対象期間は、平成２４年度内で、調査方法は全児童生徒を対象としたアンケート用紙により調査し、必要に応じて聞き取り調査を実施するものであります。当町では、２月１５日に校園長会を開きまして、この調査の実施時期等の協議を行い、実施に向けて準備を進めております。

アンケート調査用紙につきましては全県統一したものとなっております。質問は全部で３問であります。質問の１つ目としまして、今の学年になってから、学校生活及び部活動の中で、先生から注意を受けてなぐられたり、けられたり、投げられたり、また、罰として長時間座らされたりしたこと等がありますかという質問がございます。それに「有」か「無」ということで丸をつけるようになってございます。

次に、「有」と答えた人には質問２で、先生になぐられたり、けられたり、投げられたり、また、罰として長時間座らされた等したのは、いつですか、誰にですか、どのような場面ですか、どこですか、どのようなことをされましたか、どのような傷を負いましたかと、それぞれの欄に記入するようになってございます。

次に、先生から注意を受けてなぐられたり、けられたり、投げられたり、また、罰として長時間座らされた等の後、体調がわるくなりましたか、という質問に、「有」か「無」か、また丸をつけるようになってい

ます。

最後に、質問1で「無」と答えた人は、今回の調査についての意見を書いてください、また質問1で「有」と答えた人には、また、その時どう感じたかを書いてください、となっています。

このアンケート調査では、調査中に児童生徒がリラックスして回答できる環境や、調査後のアンケート用紙の回収、教職員への聞き取りの際には児童生徒の個人情報の保護などに留意しながら実施してまいります。

このアンケート調査後は、校長・教頭が調査をまとめた後に必要があれば聞き取り調査等を行った上、取りまとめを行い、3月25日までに県教育委員会のほうに報告することとなっております。

以上、学校における体罰についての調査についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 この調査結果、また委員会のほうにも報告のほど、よろしくお願いいたします。

次に、(15)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、(15)の平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料16をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、一般会計補正予算(第6号)につきましての全体に係る歳入・歳出総括表(案)となっております。このうち、総務常任委員会が所管されます補正につきましてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ2億8,278万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,554万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第14款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備について、国の第1号補正の活用等を図り、前倒して実施することから、社会資本整備総合交付金740万円の増額補正をお願いしております。教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金で、斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等工事について、これは国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒して実施することから、9,855万4千円の増額補正と、社会資本整備総合交付金として、町民プールの耐震診断の実施に関するもので21万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第16款財産収入では、残余財産収入で、土地開発公社解散に伴う残余財産を受け入れることから、2,234万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、ふるさと納税として、教育費寄附金に40万3千円、福祉費寄附金に5万3千円、都市計画費寄附金に3万円、商工費寄附金に1万円のご寄附をいただいたことから、あわせて49万6千円の増額補正をお願いしております。これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、それぞれの事業に充当させていただくとともに、教育費寄附金のうち38万8千円は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積み立てをさせていただきます。

次に、第18款繰入金では、公共施設整備基金及び都市計画事業整備基金を廃止してまいりたいことから、公共施設整備基金繰入金44万2千円、都市計画事業整備基金繰入金26万2千円の増額補正をお願いしております。なお、これら繰入金は、基金の目的に従い、公共施設整備基金繰入金は、あわ保育園調理室新築等整備事業費に、都市計画事業整備基金繰入金は、下水道事業特別会計へ繰出しして、下水道事業に充当してまいります。

次に、第21款町債では、総務債で、国の第1次補正を活用して実施

する町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備事業の財源措置として、まちづくり事業債1,110万円の増額補正を、衛生債で、実施事業費の確定により、可燃ごみ積み替え施設整備事業債330万円の減額補正を、教育債で、国の復興予備費活用事業を活用して実施する学校校舎耐震補強等工事の財源として、学校教育施設等整備事業債1億3,530万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、総務費では、一般管理費で、職員の退職予定に伴う職員退職手当負担金2,686万4千円の増額補正を、財産管理費で、土地開発公社解散に伴う残余財産を土地開発基金に積立することから2,200万円の増額補正をお願いしております。なお、残余財産2,234万6千円と基金積立金2,200万円との差額34万6千円につきましては、一般会計の財源として受け入れさせていただき予定としております。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費の福祉基金への積立で、当初予算では、福祉基金へのご寄付を20万円と見込み、歳入歳出にそれぞれ計上しておりましたが、ご寄付が10万3千円余りとなることから、基金積立金9万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、小学校学校管理費の小学校校舎の耐震補強で、斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等工事について、国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施することから、2億2,959万9千円の増額補正をお願いしております。文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金38万8千円の積立てをお願いしております。町民プール運営費では、町民プール管理棟の耐震診断について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから、130万円の増額補正をお願いしております。

第11款公債費では、平成24年度の定時償還に係ります利子額が確定したことから、609万円の減額補正をお願いしております。

次に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、3,206万8千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費の追加でございます。国の第1号補正や国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして事業を実施するなどの事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費の追加として、第8款消防費、第2項消防費の地域防災計画策定事業で51万6千円、第9款教育費、第2項の小学校費の小学校校舎耐震補強等工事で2億2,959万9千円、同じく第6項の保健体育費の町民プール耐震診断事業で130万円の予算補正をお願いしているところでございます。

以上で、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(16)平成25年度新規事業等について報告をいただくことにいたします。まず始めに、総務部関係について理事者の報告を求めます。西本総務部長。

総務部長 それでは、平成25年度新規事業等についてでございます。

新年度予算におきましては、まずはじめに総務部が取り組みます新規事業や重要な事業、変更のある事業につきまして、私のほうから、ご説明をさせていただきます。

お手持ちの資料、当初予算（原案）の概要をご覧いただきたいと存じます。お手持ちの資料の9ページからでございます。

9ページの2番目、（仮称）斑鳩・姫路フェスティバルの開催であります。法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産に登録されて、平成25年12月で20周年を迎えますことから、世界文化遺産の価値を再認識する機会として、同じ時期に世界遺産登録となりました姫路城のある

姫路市と共同イベントを開催するための予算100万円を計上いたしております。

次に、10ページでございます。10ページの1番上、文化振興センターの充実であります。平成9年にオープンしました、いかるがホール（仮称）の設備において、経年による劣化が見られるようになってまいりましたことから、順次、更新を行っていくこととし、新年度では、まず音響機材の更新を行いますために、1,220万円を計上いたしております。

次に、同じページの上から3番目、文化振興センターの維持管理であります。先ほど説明いたしましたように、文化振興センターの効率的、効果的な管理運営を図るために、公益財団法人斑鳩町文化振興財団に対し、引き続き平成25年度から3年間、指定管理者として指定し、適切な維持管理を行うために、新年度はその初年度として8,897万4千円を計上いたしております。

次に、12ページでございます。12ページの2番目、地域公共交通の確保であります。これも先ほどご説明申しあげましたように、斑鳩町に適した公共交通を検討するために、新年度に地域公共交通会議を設置することとし、その予算として870万5千円を計上しております。

次に、13ページでございます。13ページの上から3番目、防災行政無線の管理であります。災害時等における的確な連絡体制の確保を図りますために、老朽化した携帯型の無線機14台を更新することとし、226万7千円を計上いたしております。

次に、同じページの一番下、消防施設整備の支援では、地域の消防体制の充実を図りますために、町内自治会の消防施設整備を引続き支援するものであります。前年度は東日本大震災等の影響もあり、補助申請件数の増により予算計上を多く見込んでおりましたが、新年度では、要望のあった自治会等の補助申請に合わせた補助金の予算計上として、119万2千円を計上いたしております。

次に、14ページの上から3番目、避難所施設の充実についてであります。大災害等に備え、避難場所に追加します地域交流館、つまり斑鳩町五丁地区地域交流館等にかかります避難場所看板等の設置をはじめ、既存の避難施設に救助担架等の整備を行うための費用で、合わせて15

6万4千円を計上しております。

次に、同じく14ページの一番下、自主防災組織の支援では、平成24年10月からこの補助金を設置いたしました。平常時の防災訓練等の活動や、災害時に住民が連携して被害の拡大防止や軽減・予防をするために、地域において自主的に防災組織の設立を支援することといたしており、新年度分としまして124万円を予算計上しております。

次に、15ページの上から2番目、自治会防犯灯設置への助成では、これも先ほどご説明申しあげましたが、LED防犯灯設置の補助金の上限額を引き上げ、補助制度をさらに充実させていきますために、新年度では1,840万円を計上いたしております。

次に、同じく15ページの一番下、防犯灯管理台帳のデジタル化では、防犯灯のより効率的な管理を行うために、管理台帳データのデジタル化に取り組むこととし、今回、国の緊急雇用創出事業交付金を活用した予算、2,026万3千円を計上いたしております。

次に、少し飛んで20ページでございます。20ページの上から3番目、普通財産の管理でございます。新年度では、利用の見込みがない土地を売り払うための不動産鑑定評価を行い、より適切な管理・運営を行うこととし、その鑑定費用40万円を含め、137万8千円を予算計上いたしております。次にその下、4番目の役場庁舎の充実としまして、新年度で、役場本庁舎及び北庁舎の公共下水道接続工事と、本庁舎の経年劣化に伴う空調設備の更新を行いますため、4,050万円を予算計上いたしております。次にその下、同じページが一番下でございますが、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上では、課税客体の適正な把握に努めますために、固定資産税に係ります各種地図情報のデジタル化や、課税情報との一元化を進めるとともに、震災等による災害時においてデータシステム等の障害が生じましても、各種証明書の発行ができるバックアップシステムの導入を行い、災害有事における行政サービスの維持向上を図るために、8,819万9千円を計上いたしております。なお、この固定資産税に係る各種地図情報のデジタル化及び課税情報との一元化につきましては、国の緊急雇用創出事業交付金を活用しております。

次に、21ページの1番上、固定資産税標準宅地の鑑定評価として、

平成27年度の固定資産税評価替えに向け、標準宅地等の適正な時価の評定を行うための鑑定評価を行う予算としまして、630万円を計上いたしております。

次のページ、22ページでございます。22ページ、東日本大震災への支援としまして、東日本大震災の被災地である岩手県大槌町に対しまして、引き続き、職員派遣等の支援を行うために、260万4千円を計上させていただきます。

以上が、総務部の所管いたします平成25年度新規事業等についてのご説明でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

続いて、教育委員会関係について理事者の報告を求めます。
清水教育長。

教育長

それでは引き続きまして、教育委員会が所管いたします平成25年度予算におきます主な事業、もしくは新規事業について、説明をさせていただきます。

すみません、75ページをお開きいただきたいと思います。

その75ページの上から4番目でございます、出土遺物の保存・整理についてであります。埋蔵文化財発掘調査に伴う出土遺物の適正な保存と活用を図るため、遺物の整理作業を行うこととし、前年度と同じく、国の緊急雇用創出事業交付金を活用した予算552万6千円を計上しております。

次のページ、76ページでございます。その上から2つ目でございます。（仮称）「私が選ぶ世界遺産」絵画展の開催についてであります。先ほどもございましたが、世界文化遺産に登録されてから、本年12月で20周年を迎えることを記念いたしまして、貴重な文化財について考える機会を設け、次代に継承する機運の醸成を図り、郷土・斑鳩を愛する心を育むため、子どもたちを対象に町内の身近な文化財や自然、お祭りなどをテーマに、「私が選ぶ世界遺産」絵画展を開催するものでございまして、その費用として10万円を計上しています。次に、その下でございますけれども、（仮称）法隆寺昭和大修理展の開催であります。

これにつきましては、世界文化遺産登録20周年を記念いたしまして、文化財センターの夏季企画展といたしまして、法隆寺の保存において大変意義深い大事業でございました昭和大修理を取り上げ開催するものがあります。その予算としては60万円を計上しております。

続きまして、77ページであります。77ページの1番上であります。史跡中宮寺跡の整備につきましては、史跡地整備のための実施設計及び一部造成工事を行うことから、その予算として1,670万円を計上いたしております。

次に、1枚飛びまして、79ページでございます。79ページの1番上でございます、公民館の充実であります。中央公民館の施設の老朽化改善の為に改修工事を進めておりまして、平成25年度におきましては研修棟の空調設備の改修しようと考えております。また、東公民館の正面玄関前の舗装や車椅子用のスロープの改修工事を行うことといたしまして、合計4,120万円を計上しております。

続きまして81ページであります。81ページの3番目のスポーツセンターの充実であります。中央体育館北側のテニスコートには、現在、夏場に日差しを遮るための屋根がないということで、屋根の新設を行うことといたしております。その予算としまして50万円を計上しております。

次に、83ページであります。83ページの一番下であります、小学校照明設備のLED化として、環境に配慮した学校施設の整備及び児童の環境問題についての意識向上を図るため、照明設備のLED化を推進していこうと考えておりまして、平成25年度では設計業務を行うこととし、その費用として委託料168万円を計上しております。この事業につきましては、後ほども申しあげますけれども、中学校・幼稚園も同様でございます。

次に、84ページでございます。一番下の小学校講師の配置として、町独自の30人学級を平成25年度では1学年拡充をいたしまして、小学校第5学年までとすることなどから、8名の常勤講師とともに、特別支援教育に必要な4名の非常勤講師等を配置いたします。また、児童の読書活動や学校図書の本の整理等の環境整備の充実のため、新たに3小学校

で1名の図書館司書の配置することとしておりまして、これらの費用として賃金ほか3,970万9千円を計上しております。

次に、85ページの上から3番目の中学校照明設備のLED化として、小学校と同様に環境に配慮した学校施設の整備及び生徒の環境問題について意識向上を図るため、照明設備のLED化を推進していくもので、平成25年度では設計業務を行うこととし、その費用として52万円を計上しています。

次に、86ページであります。上から3番目であります。中学校講師の配置につきましては、町独自の30人学級を、中学校につきましては、今年度につき中学校第2学年まで編制することから3名の常勤講師を配置するとともに、教科補充に必要な3名の非常勤講師等を配置いたします。また、生徒の読書活動や学校図書の整理等の環境整備の充実のために、新たに、2中学校で1名の図書館司書の配置を行うこととしておりまして、それらの費用として賃金ほか2,067万2千円を計上しております。

続きまして87ページの心の教室相談員の配置であります。児童・生徒や保護者、教師の心の悩みや不安、ストレスの解消を図り、個々の児童・生徒に対するきめ細かな支援・指導に努めるため、心の教室相談員を現在も斑鳩中学校に配置しておりますけれども、新年度からはその配置時間を増やしまして、相談体制の充実を図るもので、その費用として報償費ほか37万7千円を計上しています。

次に、89ページでございます。89ページの1番上の幼稚園講師の配置につきましては、平成25年度では斑鳩幼稚園で1クラス増えるということから4名の常勤講師とともに、特別支援に6名、園運営支援に3名の非常勤講師を配置するものでありまして、その費用として賃金ほか3,059万円を計上しております。次に、同じページの上から3番目の幼稚園プールの改修につきましては、保育環境の整備のため、平成24年から順次幼稚園プールの改修を行うこととしておりまして、平成25年度は西幼稚園の既存プールを撤去し、FRP製のプールの設置及びプールサイドの整備を行うことを考えておりまして、その予算として工事請負費530万円を計上しております。

次に、その下の、幼稚園照明設備のLED化では、小・中学校と同様、照明設備のLED化を推進していくため、平成25年度では設計業務を行うものとして、その費用として40万円を計上しております。

最後であります。92ページであります。92ページの上の、飯島町・斑鳩町吹奏楽部交流演奏会の開催として、友好都市提携をしております長野県飯島町との交流活動の一環として、両町の3中学校の吹奏楽部が合同の演奏会をいかるがホールで開催するということを考えておりました。そういうことによりまして交流を深めていこうというものでございますが、その費用として41万2千円を計上しております。

以上が、教育委員会の所管に係ります主な事業、新規事業の概要でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点ございます。斑鳩町役場庁舎で使用します電気調達の入札につきまして、ご報告をさせていただきます。

以前より、議員さんよりご指摘のありました、電気入札につきまして、電気料金の低減を図るため、まずは、役場庁舎の電気調達について、関西電力に加えまして、新電力を対象として競争入札を実施してまいります。入札の概要についてでございますが、斑鳩町役場庁舎で使用する電気について、平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間の電気調達を一般競争入札で実施してまいります。

平成25年2月1日付けで、斑鳩町役場庁舎で使用する電気の調達に係る一般競争入札の入札公告を行いまして、入札日は3月15日を予定しているところでございます。

以上、斑鳩町役場庁舎で使用する電気調達の入札につきましてのご報告とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時59分 閉会)